

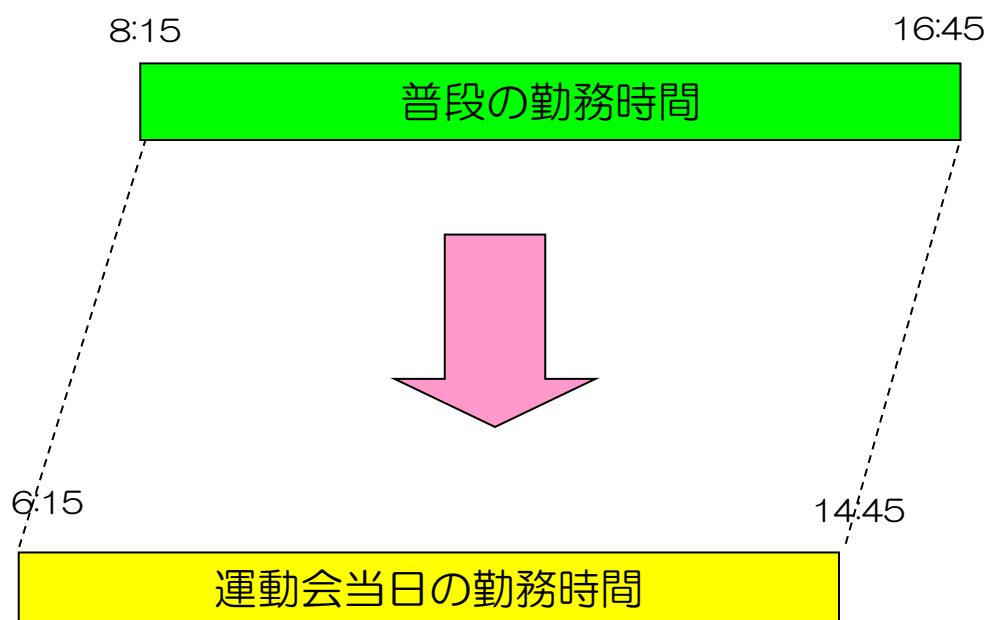
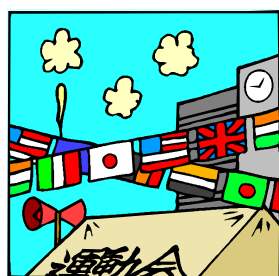
図1

土・日に運動会などを行う場合は、
普段と異なる時間帯に勤務させることができます。
(週休日の振替に係る勤務時間のスライド)

事例

・6月2日(土)に運動会を実施する場合に、運動会当日の勤務開始時刻を
普段より2時間早め、その分2時間早く勤務を終了させる。

〔 普段の勤務時間 : 8:15~16:45 (休憩時間45分を含む)
運動会当日の勤務時間 : 6:15~14:45 (休憩時間45分を含む) 〕



注：土・日に1日勤務を命じた場合は、別の日を休みの日にしなければ
なりません。勤務時間数の増減はできません。

(「勤務時間のスライド」は、「週休日の振替」の取扱いであり、
「変形時間制」とは異なるものです。1日7時間45分を超えて
勤務させる場合は、「変形労働時間制」を使用できます。)

〔 道立学校職員の勤務時間、休暇等の取扱いについて
「第3 週休日の振替等」 〕